

誓約書

令和 年 月 日

新潟県行政書士会

会 長

殿

住 所

氏 名

㊦

(自 署)

今回、貴会に登録・入会するに当たり入会後も「」
に勤務いたしますが、法の趣旨に沿って、下記条項を遵守いたします。

違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要がある場
合には資料を提出することを誓約いたします。

記

- 1 事務所の入口は専用とし、表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 2 勤務先においては、行政書士業務を行いません。
- 3 行政書士業務は他人に行わず、自らの責任において受託し、処理をいたします。
- 4 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。
- 5 行政書士業務の報酬は行政書士として收受し、所得税の確定申告をいたします。
- 6 誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為はいたしません。

法人等に勤務しており、事務所は別の場所に設ける場合、ご記入ください。

誓約書

令和 年 月 日

新潟県行政書士会

会長

殿

住所

氏名

㊦

(自署)

今回、貴会に登録・入会するに当たり入会後も「」
を経営いたしますが、法の趣旨に沿って、下記条項を遵守いたします。

違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要がある場
合には資料を提出することを誓約いたします。

記

- 1 事務所の入口は専用とし、表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 2 経営先においては、行政書士業務を行いません。
- 3 行政書士業務は他人に行わせず、自らの責任において受託し、処理をいたします。
- 4 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。
- 5 行政書士業務の報酬は行政書士として收受し、所得税の確定申告をいたします。
- 6 誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為はいたしません。

法人等を経営しており、事務所は別の場所に設ける場合、ご記入ください。

誓約書

令和 年 月 日

新潟県行政書士会

会長

殿

住所

氏名

㊟

(自署)

今回、貴会に登録・入会するに当たり事務所を「
」
の事務所に設置しますが、雇用されたり名義を貸したりせず、下記条項を遵守いたします。

違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要がある場合には資料を提出することを誓約いたします。

記

- 1 事務所の入口は専用とし、表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 2 事務所は独立したものとし、業務内容が守秘できる構造といたします。
- 3 業務の受託及び報酬の收受は、依頼者と直接行います。
- 4 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 5 取扱業務についての帳簿を備えつけて記載いたします。

法人等の事務所に事務所を設ける場合、ご記入ください。

誓約書

令和 年 月 日

新潟県行政書士会

会長 殿

住所

氏名 ㊟

(自署)

今回、貴会に登録・入会するに当たり、入会後も「
」
に勤務し、その事務所に行政書士事務所を設置しますが、行政書士として雇用されたり、名義を貸したりせず、法の趣旨に沿って、下記条項を遵守いたします。

違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要がある場合には資料を提出することを誓約いたします。

記

- 1 事務所の表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 2 事務所は独立したものとし、業務内容が守秘できる構造といたします。
- 3 業務の受託及び報酬の收受は、依頼者と直接行います。
- 4 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 5 取扱業務についての帳簿を備えつけて記載いたします。
- 6 勤務先においては、行政書士業務を行いません。
- 7 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。
- 8 誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為はいたしません。

勤務先の一画に行政書士事務所を設ける場合、ご記入ください。

誓約書

令和 年 月 日

新潟県行政書士会

会長 殿

住所

氏名 ④
(自署)

今回、貴会に登録・入会するに当たり入会後も「
」を
経営し、事務所を「
」の事務所に設置しますが、
法の趣旨に沿って、下記条項を遵守いたします。

違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要がある場合には資料を提出することを誓約いたします。

記

- 1 事務所の入口は専用とし、表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 2 事務所は独立したものとし、業務内容が守秘できる構造といたします。
- 3 行政書士業務は他人に行わせず、自らの責任において受託し、処理をいたします。
- 4 業務の受託及び報酬の收受は、依頼者と直接行います。
- 5 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。
- 6 行政書士業務の報酬は行政書士として收受し、所得税の確定申告をいたします。
- 7 取扱業務についての帳簿を備えつけて記載いたします。
- 8 誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為はいたしません。

法人等を経営しており、法人等の事務所に事務所を設ける場合、ご記入ください。

誓約書

平成 年 月 日

新潟県行政書士会

会 長

殿

住 所

氏 名

㊦

(自 署)

今回、貴会に登録・入会するに当たり入会後も「
」
を継続いたしますが、法の趣旨に沿って、下記条項を遵守いたします。

違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要がある場合には資料を提出することを誓約いたします。

記

- 1 事務所の表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 2 事務所は独立したものとし、業務内容が守秘できる構造といたします。
- 3 業務の受託及び報酬の收受は、依頼者と直接行います。
- 4 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 5 取扱業務についての帳簿を備えつけて記載いたします。
- 6 勤務先においては、行政書士業務を行いません。
- 7 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。
- 8 誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為はいたしません。

無職又は法人等に勤務以外で、事務所は別の場所に設ける場合、ご記入ください。

誓約書

令和 年 月 日

新潟県行政書士会

会長 殿

住所

氏名 ㊟

(自署)

今回、貴会に登録・入会するに当たり入会後も「
」
と同一の場所に事務所を設置しますが、個人事務所であることを認識し、行政書士として雇用されたり名義を貸したりせず、法の趣旨に沿って、下記条項を遵守いたします。

違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要がある場合には資料を提出することを誓約いたします。

記

- 1 事務所の表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 2 事務所は独立したものとし、業務内容が守秘できる構造といたします。
- 3 業務の受託及び報酬の收受は、依頼者と直接行います。
- 4 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 5 取扱業務についての帳簿を備えつけて記載いたします。
- 6 勤務先のために、行政書士業務を行いません。
- 7 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。
- 8 誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為はいたしません。

他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合、ご記入ください。